

長浜市A L T（外国語指導助手）民間派遣業務委託について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年9月1日

長浜市長 浅見 宣義

1 業務の概要

- (1) 業務の名称 長浜市A L T（外国語指導助手）民間派遣業務
- (2) 業務の場所 長浜市内の小・中学校、義務教育学校
- (3) 業務の内容 長浜市内の小・中学校、義務教育学校へのA L Tの派遣業務
※詳細については「長浜市A L T（外国語指導助手）民間派遣業務仕様書」に記載
- (4) 業務期間 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで
(債務負担行為による契約)

2 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 令和8年度長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (2) 長浜市の入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 一般労働者派遣の許可を有すること。
- (6) 公告日の前日から起算して過去5年以内に、地方公共団体を発注者とするA L T（外国語指導助手）派遣業務を元請として受注し、履行した実績を2件以上有すること。
なお、複数年度契約は1契約を1件として取り扱うものとし、公告日時点で履行中の契約についても1件の実績として認める。

3 選考方法

長浜市A L T（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会を設置し、上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書、その他の書類の審査ならびに参加者へのヒアリング審査（プレゼンテーションを含む）を実施する。その後、選定委員会において総合的に最も評価の高い提案者1者を本業務の受託候補者として選定する。

4 応募手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）
長浜市教育委員会事務局 教育指導課（担当 高山）
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地
電話番号：0749-65-8605 F A X 番号：0749-65-6540
電子メールアドレス：kyouiku-shidou@city.nagahama.lg.jp

(2) 実施要項等の交付

実施要項その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月5日（月）までの9時00分から16時45分まで。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ。（長浜市ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要領、参加申込書（様式1）、仕様書等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、前記2の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

質問書（様式3）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて提出すること。（電子メール以外の方法による質問は受け付けない。）

※電子メールの件名は「長浜市ALIT民間派遣業務プロポーザル質問書(会社名)」とする。提出後、下記の期限までに必ず電話で受信確認をすること。（メールアドレス、電話番号は4の(1)）

ウ 質問期限

令和8年9月15日（火）16時45分（必着）

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答方法

質問があった場合は、その回答を長浜市ホームページに掲載する。

オ 回答日

令和8年9月28日（月）予定

(4) プロポーザルの参加申込書等の提出

ア 提出期限 令和8年10月5日（月）16時45分（必着）

イ 提出書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・企業の実績確認表（様式2）
- ・一般労働者派遣事業の許可証の写し
- ・会社パンフレット
- ・その他添付書類

実績を証明する書類の写し（「企業の実績確認表」（様式2）の内容すべてを確認できる書類の写を添付する。）例）請負契約書、又は発注者発行の証明書等

※企業の実績はそれぞれ最大3件まで記載可能とし、実績を証明する書類の写しは、企業の実績確認表に記載した実績件数分とする。

ウ 提出方法

持参又は郵送に限る。郵送する場合は簡易書留郵便とし、アの提出期限までに必着のものに限る。なお、不慮の事故による紛失や遅配については考慮しないので留意すること。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から16時45分までの間に限る。

エ 提出先

上記４（１）に同じ。

オ その他

参加申込書（様式１）等を提出後に辞退をする場合は、速やかに辞退届（様式４）を提出すること。

（５）参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和８年１０月１３日（火）までに電子メールで送信する。参加を認められた者は、提案書の提出期限及びヒアリング実施日を確認すること。

（６）参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

イ 書面の提出は次により行うこと。

（ア）提出期限 令和８年１０月１９日（月）正午まで

（イ）提出方法 持参又は電子メールにて

※電子メールの場合は、上記の期限までに必ず電話で受信確認をすること。

ウ 説明を求めた者に対する回答は、令和８年１０月２６日（月）１５時までに電子メールにより行う。

（７）企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 提出書類

（ア）企画提案書（任意様式）

（イ）見積書（税抜きの金額とし、見積金額の内訳が明記されているもの）

※提出書類の作成、部数等は実施要領に従うこと。

イ 提出場所 上記４（１）に同じ。

ウ 提出期限 令和８年１０月２６日（月）１６時４５分（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送に限る。郵送する場合は、簡易書留郵便とし、ウの提出期限までに必着のものに限る。なお、不慮の事故による紛失や遅配については考慮しないので留意すること。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時００分から１６時４５分までの間に限る。

オ その他

提出する企画提案書には、会社名を表記しないよう留意すること。

（８）企画提案に係るヒアリング審査

ア 実施日 令和８年１１月９日（月）１３時３０分開始

イ 審査方法 プロポーザル参加者による企画提案書、その他の書類の審査ならびに参加者へのヒアリング審査（プレゼンテーションを含む）を実施する。

ウ 提案時間 １５分間

（※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。）

エ ヒアリング １５分間

オ 参加人数 ３人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合に使用する電子データは、企画提案書と同

一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

キ ヒアリング審査は企画提案書の受付順で実施する。

(9) 審査結果

ア 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての者に文書にて通知する。

イ 通知時期 令和8年12月22日（火）予定

※なお、審査会は非公開とする。

ウ 候補者として決定されなかった参加者に対する理由の説明

(ア) 候補者として決定されなかった参加者は、書面（様式は自由）により、その理由について説明を求めることができる。

(イ) 書面の提出は次により行うこと。

提出期限 結果通知後、3日以内

提出方法 郵送又は電子メール

※電子メールの場合は、必ず電話で受信確認をすること。

※審査結果について、他の参加者の点数や、選定委員ごとの点数は回答しない。

(10) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(ウ) 全ての提出書類は、返却しない。

(エ) 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

(オ) 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。